

新潟市障がい者庁内職場実習等実施要綱

（事業目的）

第1条 本事業は、新潟市役所において、障がい者職場実習を実施することにより、障がい者の一般就労への意欲を高めるとともに、障がい者の職業準備性、能力、適性等を評価し、個々の態様に応じた望ましい進路選択に結びつけ、一般就労への移行促進や就職者数の増加を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「庁内職場実習」とは、障がい者を新潟市役所の職場に受け入れ就労体験させることをいう。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は新潟市とし、障がい者職場実習支援事業（チャレンジオフィス事業）奨励金交付要綱（以下、「奨励金交付要綱」という。）に基づく事業の一環として実施する。

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、新潟市障がい者就業支援センターの登録者で、庁内職場実習を受けることができると認められた者とする。

（職場実習の服務義務等）

第5条 庁内職場実習を受ける者（以下、「実習生」という。）は、以下の服務義務を有するものとする。

- （1） 実習中に知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。実習を終えた後も同様とする。
- （2） その他、実習担当者の指導、指示に従うこと

（庁内職場実習の待遇等）

第6条 実習生の待遇については、奨励金交付要綱に定めるとおりとする。

（庁内職場実習の期間）

第7条 別に定める庁内職場実習の期間は、市長が特に必要と認める場合には期間を変更することができる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行月日)

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

(施行月日)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

(施行月日)

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。